

バリアフリー

センター課題の注意書きでは、「**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物の計画**」が事前に公表された。

建物が**特別特定建築物**であることから、高齢者法の2,000㎡以上の施設となる。一般的には、バリアフリーへの配慮して、**段差無し**での移動となるように計画する。また、リゾートホテルという用途から、**ハンディキャップルーム**の設置が必要であり、随所に**多機能便所**も計画する必要がある。更に、利用者用**階段**は、幅、踏面、けあげなどが対象となる。また、**エレベーター**も設置することとなる。以下、それぞれのポイントを列記する。

(1) 段差無し

屋外から室内のどの場所でも基本的に段差が2cm以下となるように配慮して計画すべきである。

具体的には、下記の事例がある。

- ・駐車場から出入口（玄関）までは、スロープにして段差を解消する。
（車椅子使用者用駐車場の幅3.5m以上、アプローチ通路1.8m以上）
- ・室内でも廊下から各室への移動の全てにおいて段差解消を心がける。
（浴室の浴場への出入口も側溝を設けて段差無し、客室等からベランダへはウッドデッキなどで段差解消等）

(2) ハンディキャップルーム

ハンディキャップルームは、介護者と同室になり、ベッドが2つになることから、通常のシティホテルでは約30㎡となる。本課題は、リゾートホテルであることから、最低30㎡を念頭に35～40㎡を想定しておくといよい。

(3) 多機能便所

多機能便所は、バリアフリー法上の必要設置場所は、特別特定建築物となることから、基本は各階1か所以上となる。一般的には、ロビー、大浴場の脱衣室、ハンディキャップルーム等に設置が必要となる。

(4) 階段

利用者用階段は、バリアフリーへの配慮から、建築物移動等円滑化誘導基準に準拠したものを計画する。

- ・階段の幅：1,500mm以上
 - ・踏面：300mm以上
 - ・けあげ：160mm以下
- 更に、階段の両側には、てすりを設置する。

(5) エレベーター

エレベーターは、車椅子使用者がエレベーター内部で回転できるように13人乗り(1,600×1,350mm、扉900)のものを計画する。